

令和2年9月第130回定例農業委員会総会議事録

令和2年9月10日(木)  
JAグリーン近江八幡東支店 会議室

日 程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案上程

議第505号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて  
議第506号 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて  
議第507号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて

報告第310号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理について  
報告第311号 その他の専決報告について

開会 午前9時30分

事務局長

委員の皆様ご苦労様です。

それでは、早速ですが定刻となりましたので、令和2年9月第130回定例総会の開会をお願い致します。

また、会議規則第5条の規程により会長が議長となりますので●●会長  
よろしく申し上げます。

議長

本日は、お忙しいところ、ご参集をいただきご苦労さまです。

ここ数日は、朝晩と秋らしい気候になってきましたが、二日ほど前までは、昼間ですと30度を超える暑さが続いておりました。8月の下旬から、水かがみを始めとした稲刈り、早生品種の稲刈りが始まり、大変暑い中、熱中症対策をしながらの秋の収穫作業に大変なご苦労をされていることと思います。今後ともお体には気を付けていただきたいと思います。

台風9号、10号ですが、同じようなコースを辿って北に進んでいきましたが、特に10号につきましては、特別警戒警報が出され、九州をかすめながら北上しましたが、九州は7月の豪雨に続いて、復旧も進まない中での大きな台風の被害を受けられました。犠牲者も出ておられると思います、お悔み申しますと同時に被害にあわれた方に対しましてはお見舞い申し上げます。また、7月豪雨に対しましての義援金の要請が全国都道府県  
で出ておりますので後程ご案内させていただきます。

それでは、ただいまから令和2年9月の農業委員会定例総会を開催させていただきます。近江八幡市農業委員会会議規則に則り進行させていただきたいと思ひます。

本日の現在出席委員21名、遅参の届出1名（10番●●委員）のとおり、

会議規則第4条第2項による遅参の届出がでております。

会議規則第6条により、委員の過半数が出席しておりますので、9月総会が成立していることを報告いたします。

それでは、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、令和2年9月第130回定例総会を、ただ今から開催します。

議長

先ず、日程第1 会議録の署名委員の指名ですが、

15番 ●●●●委員

16番 ●●●●委員

のご両名を指名しますのでよろしくお願い致します。

議 長

次に、日程第2 議案の上程に入ります。

議第 505 号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを議題といたします。事務局の議案説明を求めます。

事務局

議第505号、農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。お手元の地図を合わせてご覧下さい。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和2年9月10日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、小船木町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,744㎡、同じく小船木町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,051㎡、2筆合わせますと2,795㎡でございます。世帯の経営面積、渡人28アール、受人213.3アールで、今回の申請面積を合わせますと241.2アールとなります。渡人につきましては、桜宮町●●番地、●●●●、受人につきましては、土田町●●番地、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、高齢により耕作不可、譲受理由につきましては規模拡大でございます。

番号2、土地の所在地、長田町●●番、登記地目、現況地目とも畑、登記面積72㎡、同じく長田町●●番、登記地目、現況地目とも畑、登記面積25㎡、同じく長田町●●番、登記地目、現況地目とも畑、登記面積30㎡、3筆合わせまして127㎡でございます。世帯の経営面積、渡人37.3アール、受人50.8アールで、今回の申請面積を合わせますと52アールとなります。渡人につきましては、長田町●●番地、●●●●、受人につきましては、長田町●●番地、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、耕作不便、譲受理由につきましては、耕作便利でございます。こちらにつきましては、地図3-2をご覧いただきたいと思っております。申請地の一部である●●番については、細長い農地で現状は通路として使用しております。3条申請であるため、そこを耕作するのということになりますが、●●番・●●番の農地に進入することは、●●番を通らなければ耕作が困難であり、必要不可欠な通路であります。このような場合は、農地法上の農地として取り扱って差し支えないとされていることから、農地法3条にて申請を受け付けたところです。なお、このことは、県にも確認済みでございます。

番号3、土地の所在地、土田町●●番、登記地目、現況地目とも畑、登

記面積132㎡、同じく土田町●●番、登記地目、現況地目とも畑、登記面積92㎡、2筆合わせまして224㎡でございます。世帯の経営面積、渡人2.2アール、受人79.3アールで、今回の申請面積を合わせますと81.5アールとなります。渡人につきましては、板屋町●●番地●、●●●●、受人につきましては、鷹飼町東●丁目●番地●、●●●●、契約内容は、売買、譲渡理由につきましては、人手不足のため耕作困難、譲受理由につきましては、相手方の要望でございます。

以上の農地法第3条第1項の案件全てにつきまして、別紙「農地法第3条審査書」に基づき、農地法第3条第2項第1号のいわゆる全部効率要件、農地法第3条第2項第4号の常時従事要件、農地法第3条第2項第5号の下限面積要件及び、農地法第3条第2項第7号の周辺地域との調和条件（及び農地法第3条3項）に照らし許可しうるものと判断し、議案とさせていただきます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長

ありがとうございました。

議題といたしました案件の中で、確認をされました担当委員の方で追加及び補足説明等がございましたら、発言をお願いします。

委 員

（特になしの声）

議 長

特に補足説明もないようですので、皆様にお伺いいたします。

質問はございませんか。

委 員

（特になしの声）

議 長

質問も意見もないようですので、採決に入ります。

議第 505号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを原案どおり許可することに異議ございませんか。

委 員

（異議なしの声）

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、議第 505号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについては、原案どおり許可することに決定いたします。

議 長                    それでは次に、議第 506 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 507 号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局                    議第506号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。

農地法第4条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和2年9月10日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、日吉野町●●番●、登記地目、田、現況地目、雑種地、届出面積457㎡、申請人につきましては、鷹飼町●●番地●、●●●●、申請地は、日吉野町の集落内の農地で、上下水道が埋設された道路の沿道で、おおむね500m以内に「●●整形外科」・「●●内科クリニック」の医療施設が2つ以上ありますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。転用目的は、農業用倉庫及び露天駐車場でございます。申請地は、既に農業用倉庫として申請人が使用されております。てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

続きまして、議第507号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和2年9月10日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、安土町大中●●番●の一部、登記地目、現況地目とも田、届出面積5,599㎡の内2,799㎡、貸人につきましては、安土町大中●●番地、●●●●、借人につきましては、安土町大中●●一●、●●●●、代表取締役、●●●●、申請地は、安土町大中地先の農地で、農用区域内農地いわゆる青地にあります。契約内容は、賃貸借権の設定でございます。転用目的は、牛舎及び農業用資材置場です。今回申請は、一部でございますが、残りの農地につきましては、令和元年11月に転用許可済みで、同じく、牛舎及び農業用資材置場です。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号2、土地の所在地、中小森町●●番●、登記地目、田、現況地目、宅地、届出面積296㎡、同じく中小森町●●番●、登記地目、田、現況地目、宅地、届出面積309㎡、同じく中小森町●●番●、登記地目、田、現況地目、宅地、届出面積1,221㎡、同じく中小森町●●番●、登記地目、田、現況地

目、宅地、届出面積1,003㎡、4筆合わせますと2,829㎡でございます。渡人につきましては、草津市野路●丁目●●番●●一●●●●号、●●●●●、●●●●●、草津市追分南●丁目●番●●号、●●●●●、京都市北区小山東花池町●●番地●、●●●●●、受人につきましては、中小森町●●番地、●●●●●、代表取締役、●●●●●、申請地は、中小森町の集落内の農地で、上下水道が埋設された道路の沿道で、おおむね500m以内に「●●●●●内科」・「●●●●●歯科」の医療施設が2つ以上ありますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買でございます。転用目的は、自動車整備工場です。申請地は、既に自動車整備工場として受人が使用されております。てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

最後に追加承認いただきたい案件がございます。お手元資料の正誤表をご覧ください。こちらは、8月に建売分譲住宅として5条で転用許可した案件ですが、申請時に小田町●●番●が既に分筆されていたにも関わらず、分筆前の地番・面積で申請されていたことが判明しました。そのため、分筆後の地番・地積で申請書の差し替えをいただきました。許可した場所も転用目的も変わらないことから、分筆後の地番で許可書を発行したいと考えておりますので、ご報告いたします。以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

議第 506 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 507 号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについては、現地踏査を行っていただいておりますので、その報告を求めます。

結果報告を、 21番●●●●●委員、よろしく申し上げます。

委 員

去る、8月31日に、

議第 506 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 507 号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて

11番●●●●●副会長と、22番●●●●●委員と、私、及び事務局職員で現地踏査を行い、農業委員会事務局において協議した結果を報告します。別添の地図と併せてご覧いただきたいと存じます。

初めに、議第506号 農地法第4条1項許可申請の案件について報告させていただきます。

番号1の案件です。

申請地は、日吉野町の集落内の農地です。転用目的は、「農業用倉庫及び露天駐車場」です。

現地は、昭和53年頃に造成し、既に農業用倉庫として申請人が使用していると、聞き取りを行いました。

てん末案件ではございますが、立地基準上、やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に、議第507号 農地法第5条1項許可申請の案件について報告させていただきます。

最初に、番号1の案件です。

申請地は、安土町大中地先の農地で、転用目的は、牛舎及び資材置場です。昨年11月に転用された農地の続きであり、牛舎1棟を建築すると伺いました。立地基準上、やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に、番号2の案件です。

申請地は、中小森町の集落内の農地で、転用目的は、自動車整備工場です。昭和50年頃から、受人の父親が自動車整備工場として、使用していると伺いました。てん末案件ではございますが、立地基準上、やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

以上、第4条許可申請1件、第5条許可申請2件、計3件の現地踏査 結果報告を終わります。

議 長                   ご苦労さまでした。ただ今の案件で質問や意見はございませんか。

委 員                   (特になしの声)

議 長                   質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。

議第506号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第507号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについては、ただ今の現地踏査の説明のとおり、原案どおり許可相当とすることにご異議ございませんか。

委 員                   (異議なしの声)

議 長                   ご異議なしと認めます。

議第506号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可を

することについて、及び、議第 507 号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、提案どおり許可相当とすることに認めます。

議 長

それでは、次に

報告第 310 号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第 311 号 その他の専決報告について、事務局の説明を求めます。

事務局

報告第310号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理について、を報告させていただきます。

農地法第4条第1項第8号の規定に基づき同法施行令第3条の規定により、次のとおり会長あて届出があり、受理したので報告する。令和2年9月10日、近江八幡市農業委員会事務局長。

番号1、土地の表示、中村町●●、地目、畑、地積307㎡、届出受理日及び受理番号、令和2年8月21日、405番、届出人の住所氏名、土田町●●、●●●●、理由につきましては、農業用倉庫でございます。

続きまして、報告第311号、その他の専決報告について、農地法関連に基づくその他の専決について、次のとおり報告する。令和2年9月10日、近江八幡市農業委員会事務局長。

1、農地法第18条第6項の規定に基づく賃貸借契約（使用貸借を含む）の合意解約通知の受理について、こちらにつきましては、賃貸借契約解除が4件、使用貸借契約解除が2件、以下のとおりでございます。

2、自己の農業用施設、2アール未満に供する農地転用（農地法第4条第1項第9号）の届出について、①加茂町●●、畑、20㎡を農業用倉庫に変更、届出人、加茂町●●、●●●●、令和2年8月31日受理。

3、農地形状変更申出について、①東町●●一●、田、2,870㎡を畑届、届出人、安養寺町●番地●●、●●●●、令和2年8月21日受理、②東町●●一●、田、3,036㎡を畑届、届出人、東町●●番地●、●●●●、令和2年8月21日受理でございます。

4、農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定に基づく農業経営改善計画の認定について、8月審査会、6日、28日審査、ご覧のとおり更新8件ございました。以上でございます。

議 長

ただ今の、報告第 310 号 農地法第4条第1項第8号の規定による



農地転用届出の受理について、及び、報告第 311 号 その他の専決報告について、質問等はございませんか。

委員 (特になしの声)

議長 それでは、質問や意見等もないようであります。これらは報告案件でございますので、了解いただきたいと存じます。

議長 以上で本日の総会日程は終了しました。  
これをもちまして第 130 回定例農業委員会総会を閉会します。

閉会 午前9時55分

会議規則第21条の規定により下記に署名する。

近江八幡市農業委員会会長

会議録署名委員

委員

会議録署名委員

委員

